B　歯鯨

「歯鯨」とは、顎に歯を有する鯨をいう。

「あかぼう鯨」とは、メソプロドン属に属する鯨又はクビエス・ビークト・ホエール（ジフィウス・カビロストリス）若しくはシェファーズ・ビークト・ホエール（タスマセタス・シェファーディ）として知られる鯨をいう。

「ボトルノーズ鯨」とは、バイルズ・ビークト・ホエール（ベラディウス・バイルディ）、アーノウクス・ホエール（ベラディウス・アヌキシィ）、サザン・ボトルノーズ・ホエール（ハイペロドン・プラニフロンズ）又はノーザン・ボトルノーズ・ホエール（ハイペロドン・アンプラタス）として知られる鯨をいう。

「しやち」（オルシヌス・オルカ）とは、キラー・ホエール又はオルカとして知られる鯨をいう。

「ごんどう鯨」とは、ロングフィンド・パイロット・ホエール（グロビセファラ・メレーナ）又はショートフィンド・パイロット・ホエール（グロビセファラ・マクロリンカス）として知られる鯨をいう。

「まつこう鯨」（フィセテル・マクロセファルス）とは、スパーム・ホエール、スパーマセット・ホエール、カシャロット又はポット・ホエールとして知られる鯨をいう。

C　一般

「傷つける」とは、捕鯨に使用される武器によつて貫くことをいう。

「陸揚げする」とは、母船、鯨体処理場その他の鯨を処理することのできる場所に回収することをいう。

「捕獲する」とは、旗を付けること、ブイを付けること又は捕鯨船に縛り付けることをいう。

「流失する」とは、傷つけ、又は捕獲するが、陸揚げしないことをいう。

「ダヴァル」とは、漂流中を発見された死鯨であつて請求者のないものをいう。

「乳を分泌中の鯨」とは、(a)ひげ鯨については、乳腺に現に乳を有する雌鯨をいい、(b)まつこう鯨については、乳腺に現に乳を有しており、かつ、乳腺の最大の厚さ（深さ）が十センチメートル以上である雌鯨をいう。この測定は、腹部中央の乳腺の箇所で体軸に垂直に行うものとし、寸法は、最近値のセンチメートル単位で記録する。すなわち、九・五センチメートルと十・五センチメートルとの間の乳腺は、十センチメートルと記録する。乳腺の寸法の端数が〇・五センチメートルである場合には、切り上げて記録する。例えば、十・五センチメートルは、十一・〇センチメートルと記録する。ただし、これらの基準にかかわらず、鯨が乳を摂取する稚鯨を連れていることがその成長過程の時点においてあり得ないと証明する科学的（組織学的その他の生物学的）証拠が適当な国内当局に提出される場合には、当該鯨は、乳を分泌中の鯨とはみなさない。

「小型捕鯨」とは、銛撃ち銃を装備した動力船により専らミンク鯨、ボトルノーズ鯨、あかぼう鯨、ごんどう鯨又はしやちを捕獲する操業をいう。

II　漁期

母船式操業

2　(a)南緯四十度以南の水域においては、ミンク鯨を除くひげ鯨を捕獲し、又は処理する目的で母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、禁止する。ただし、十二月十二日から四月七日までの期間（両日を含む。）については、この限りでない。

(b)まつこう鯨又はミンク鯨を捕獲し、又は処理する目的で母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、(c)及び(d)並びに5の規定に従つて締約政府が許可する場合を除くほか、禁止する。

(c)各締約政府は、その管轄下にある全ての母船及びこれらに附属する捕鯨船に対し、捕鯨船によるまつこう鯨の捕獲又は殺害が許される一又は二以上の解禁期であつていずれの十二箇月の期間についても八箇月を超えないものを宣言する。ただし、各母船及びこれに附属する捕鯨船に対し、別個の解禁期を宣言することができる。

(d)各締約政府は、その管轄下にある全ての母船及びこれらに附属する捕鯨船に対し、捕鯨船によるミンク鯨の捕獲又は殺害が許される一の継続的な解禁期であつていずれの十二箇月の期間についても六箇月を超えないものを宣言する。ただし、

(1)各母船及びこれに附属する捕鯨船に対し、別個の解禁期を宣言することができる。

(2)ミンク鯨についての解禁期には、(a)の規定に従つて他のひげ鯨について宣言される期間の全部又は一部を必ずしも含む必要はない。

3　ミンク鯨を除くひげ鯨を処理する目的で南緯四十度以南の水域において一の解禁期中に使用した母船を当該解禁期の終了から一年以内に同一の目的のために他の区域（北太平洋及びその附属水域において12及び16に規定する捕獲枠が設定されることを条件として北太平洋及び赤道以北のその附属水域を除く。）において使用することは、禁止する。ただし、この3の規定は、鯨の肉又は臓物を人間の食料又は動物の飼料として冷凍し、又は塩蔵する目的のためにのみ解禁期中に使用した船舶については、適用しない。

鯨体処理場の操業

4　(a)ひげ鯨及びまつこう鯨を殺し、又は殺そうとする目的で鯨体処理場に附属する捕鯨船を使用することは、(b)から(d)までの規定に従つて締約政府が許可する場合を除くほか、禁止する。

(b)各締約政府は、その管轄下にある全ての鯨体処理場及びこれらの鯨体処理場に附属する捕鯨船に対し、捕鯨船によるミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は殺害が許される一の解禁期を宣言する。この解禁期は、いずれの十二箇月の期間についても継続的な六箇月を超えない期間とし、当該締約政府の管轄下にある全ての鯨体処理場に適用する。ただし、ミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は処理に使用する鯨体処理場であつてミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又は処理に使用する同一の締約政府の管轄下にある最寄りの鯨体処理場から千マイルを超える場所にあるものに対しては、別個の解禁期を宣言することができる。

(c)各締約政府は、その管轄下にある全ての鯨体処理場及びこれらの鯨体処理場に附属する捕鯨船に対し、捕鯨船によるまつこう鯨の捕獲又は殺害が許される一の解禁期であつていずれの十二箇月の期間についても継続的な八箇月を超えないものを宣言する。ただし、まつこう鯨の捕獲又は処理に使用する同一の締約政府の管轄下にある最寄りの鯨体処理場から千マイルを超える場所にあるまつこう鯨の捕獲又は処理に使用する鯨体処理場に対しては、別個の解禁期を宣言することができる。

(d)各締約政府は、その管轄下にある全ての鯨体処理場及びこれらの鯨体処理場に附属する捕鯨船に対し、捕鯨船によるミンク鯨の捕獲又は殺害が許される一の解禁期であつていずれの十二箇月の期間についても継続的な六箇月を超えないものを宣言する（この期間は、他のひげ鯨について宣言される(b)に定める期間と必ずしも一致する必要はない。）。ただし、ミンク鯨の捕獲又は処理に使用する同一の締約政府の管轄下にある最寄りの鯨体処理場から千マイルを超える場所にあるミンク鯨の捕獲又は処理に使用する鯨体処理場に対しては、別個の解禁期を宣言することができる。

もつとも、ミンク鯨の捕獲又は処理に使用する鯨体処理場であつてその位置する区域の海洋学的状態がミンク鯨の捕獲又は処理に使用する同一の締約政府の管轄下にある他の鯨体処理場の位置する区域の海洋学的状態と明らかに区別できるものに対しては、別個の解禁期を宣言することができる。ただし、この(d)の規定による別個の解禁期の宣言は、同一の締約政府によつて宣言される諸解禁期を通ずる期間がいずれの十二箇月の期間についても継続的な九箇月を超えるようにするものであつてはならない。

(e)この4に規定する禁止は、千九百四十六年の捕鯨条約第二条に定義する全ての鯨体処理場に適用する。

その他の操業

5　各締約政府は、その管轄下にある捕鯨船であつて母船又は鯨体処理場と連携して作業しない全てのものに対し、当該捕鯨船によるミンク鯨の捕獲又は殺害が許される一の継続的な解禁期であつていずれの十二箇月の期間についても六箇月を超えない一の継続的な解禁期を実施することができる。グリーンランドに関する限り、九箇月を超えない一の継続的な解禁期を宣言することができる。